

地図作成についてのお知らせ

(広島市南区翠一丁目ほか地区)

広島法務局

広島法務局では、令和4年度・5年度の事業として、広島市南区翠一丁目ほか地区（翠一丁目及び翠五丁目の全部）におきまして、次のとおり、不動産登記法第14条第1項に定める地図を作成する作業を行っています。

◇作業期間等

作業期間	令和4年9月から令和6年3月まで
計画機関	広島法務局
作業実施機関	公益社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

◇地図作成の目的

不動産登記法は、皆様の大切な財産である不動産について、その物理的状況（土地であれば、地番、地目、地積等）や所有権などの権利関係を登記簿に登記事項を記録（以下「登記記録」という。）し、これを公示することによって、財産の保全と取引の安全を図ることを目的としています。

ただし、登記記録だけでは、登記されている土地の位置を明らかにすることはできないため、不動産登記法第14条第1項の規定に基づき、登記所に精度の高い地図を備えることとしています。

しかしながら、今回の地図作成地区の登記所備付地図は、地図に準ずる図面と呼ばれる精度の低い地図であり、土地の位置や形状を現地に復元できるほどの精度がなく、また、この一部には、現地と一致しないものがあります。

そこで、今回実施する地図作成作業により、精度の高い地図を備え付け、財産の保全と取引の安全を図るものです。

◇地図作成の効果

- 1 土地の位置、区画を地図によって特定することができるため、境界に関する紛争を未然に防ぐことができます。
- 2 土地取引の円滑化と新たな測量等のコスト縮減が図られます。
- 3 道路拡張工事、下水道工事等の公共事業が円滑に行われるようになります。
- 4 土砂崩れ、水害等の災害があっても、地図に基づいて現地を復元できるため、復旧工事が円滑に進められます。
- 5 正確な地目や地積の把握により、租税等の負担の公平化を図ることができます。

◇お問い合わせ・連絡先

〒730-8536

広島市中区上八丁堀6番30号

広島法務局民事行政部不動産登記部門 地図整備・筆界特定室

担当者 小澤、榎本、高島

電話 (082) 228-5127 (平日9:00~17:00)

地図作成作業区域

